

現代奴隷及び人身取引に関するステートメント（2024 年度）（参考和訳）

株式会社プレステージ・インターナショナルおよび当社グループ（以下「当社グループ」という）は、英国現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みにつき、以下の通り開示いたします。

1、当社グループの組織について

当社グループは、主としてコンタクトセンターを運営しており、オートモーティブ事業、プロパティ事業、グローバル事業、カスタマー事業、金融保証事業、IT 事業及びソーシャル事業を展開しております。

グローバル事業においては、海外子会社を設立し、エンドユーザーへのサービスを提供しております。

さらなる詳細な情報は、当社グループのホームページ (<https://www.prestigein.com/>) で確認することが可能です。

2、奴隷労働と人身取引に関するポリシー

当社グループでは、「プレステージ・インターナショナルグループ 行動規範」を定め、すべての役職員が人権尊重を遵守することを約束します。

3、奴隷労働と人身取引に関するデューデリジェンス

当社グループは、人権への負の影響とリスクを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を策定・実行しております。

当社グループでは、海外子会社にて現地スタッフの雇用を行っておりますが、他国の法令に則り雇用を行っており、奴隷労働や人身取引を防止・軽減する対策を講じていきます。

4、防止

当社グループでは、内部通報制度規程および内部通報制度ガイドラインを採用しており、社内外を問わず通報窓口を設ける仕組みを取っております。

内部通報制度は、社内規程において、通報者及び調査協力者に対し、通報したことや調査に協力したこと等を理由として、解雇、降格等の不利益な取扱いをすることを禁止しており、事業者がとるべき措置等が定められています。

5、社内研修

当社および連結子会社（国内・海外）などの雇用者に対して、年に 1 回、経営理念・行動規範・秘密保持事項を遵守する旨の「誓約書」を署名しております。この誓約書には人権尊重

をする旨の記載が含まれております。

6、取締役会の承認

本内容については、2025 年 8 月 19 日の取締役会にて承認されていることを証明いたします。

2025 年 8 月 19 日

株式会社プレステージ・インターナショナル

代表取締役 玉上進一

玉上進一